

公立大学法人京都市立芸術大学敷地内自動販売機設置仕様書

公立大学法人京都市立芸術大学が実施する大学敷地内における自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この仕様書をよく読み、以下の事項を御承知のうえ、お申込みください。

1 設置目的

学生等の福利厚生を目的として、公立大学法人京都市立芸術大学敷地内に自動販売機を設置します。

2 設置条件等

(1) 所在地

京都市下京区下之町5 7-1 他

(2) 設置場所、台数、寸法上限、販売品目、最低使用料等

設置予定場所については、別紙を参照してください。

| 設置番号 | 場所及び寸法上限 | 販売品目 | 最低使用料（税込） 【3箇月分】 |
|------|------------------------------------|--|---------------------|
| ① | D棟1階北側（2台設置） W2,300×D950×H1,960 | 清涼飲料水（缶、ビン、ペットボトル、紙パック）、菓子、栄養補助食品等（加工品に限る） | 15,000円（合計） |
| ② | G棟1階東側（2台設置） W2,300×D950×H1,960 | | |
| ③ | I棟1階西側（1台設置） W1,000×D950×H1,960 | | |

※ 寸法には、使用電力計測用の子メーターの設置寸法及び空容器の回収箱設置場所を含みません。

※ 設置予定場所は、変更する場合があります。

(3) 設置事業者

設置番号①～③に一括で設置できる事業者を募集します。

(4) 空容器回収箱

設置事業者は、設置する自動販売機に併設して空容器の回収箱を設置しなければなりません。

空容器の回収箱は、容器の種類ごとに分別可能なものとし、満杯にならないように適切に回収し、回収した空容器やごみは関係法令等に基づき適切にリサイクルしてください。

回収箱の形式に指定はありませんが、事前に、本学事務局総務課と協議のうえ設置してください。

(5) 取扱商品及び販売価格

① 取扱商品

缶、ペットボトル等の密閉式の容器に入った清涼飲料水（ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は行ってはなりません。

なお、設置番号①～③には必ず、各1台以上の清涼飲料水の自動販売機を設置してください。

菓子、栄養補助食品等を販売する場合は、販売する品物を提示し、事務局総務課に確認のうえ、販売してください。

② 販売価格

350ml以下の商品については、希望小売価格から10円値引きしてください。

350mlを超える商品については、希望小売価格から20円値引きしてください。

※ 土地使用料は上記販売価格で販売するものとして算出してください。

(6) 設置機種等

① 災害救助ベンダー（清涼飲料水用のみ）

災害発生時に自動販売機の飲料を無償で提供することを前提とした機器とし、災害発生時に本学が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内のすべての飲料を無償で提供していただきます。

なお、災害発生時には電気が供給されない状況であっても使用（対応）できる自動販売機としてください。

② 環境対策

消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機や、二酸化炭素等を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、開校時間外や閉校日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えた自動販売機としてください。

③ 屋外型（缶、びん、ペットボトル、パック式）の飲料用自動販売機

設置場所はすべて屋外になります（一部屋根有）。

(7) 電気子メーター

設置事業者は、設置するすべての自動販売機に使用電力計測用の電気子メーターを設置してください。

なお、設置に当たり必要となる工事に要する一切の費用は、設置事業者の負担となります。

(8) 耐震対策等

自動販売機を設置するに当たっては、できる限り建物の躯体に負担がかからない方法で耐震対策（転倒防止策）を施すなど、安全に設置してください。

なお、設置に当たり必要となる工事等に要する一切の費用は、設置事業者の負担となります。

(9) 衛生管理等

衛生管理、感染症対策等については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ってください。

(10) 故障、問い合わせ及び苦情への対応

設置事業者は、設置するすべての自動販売機に、故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示するとともに、自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、すべて設置事業者の責任において対応してください。

(11) 維持管理等

ア フルオペレーション

設置事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期的点検並びに自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます。

イ 作業時間等

作業内容、作業時間等については、事前に本学事務局総務課と協議のうえ、大学運営に支障を来すことのないよう十分に注意して行ってください。

(12) 機器の変更等

設置した自動販売機の機種の変更等を行う場合は、事前に本学事務局総務課に申し出たうえで、承諾を得てください。

<参考>

○旧キャンパスにおける販売実績（令和2年10月1日～令和3年1月31日）

| 自動販売機 | 販売実績 |
|-----------------|--------|
| 設置番号① 中央棟1階売店南側 | 1,397本 |
| 設置番号② 3号棟1階東側 | 364本 |
| 設置番号③ 体育館入口 | 601本 |
| 設置番号④ 中央棟1階売店南側 | 2,031本 |
| 設置番号⑤ 3号棟1階東側 | 571本 |
| 設置番号⑥ 5号棟1階西側 | 487本 |
| 設置番号⑦ 旧音楽高校 | 347本 |

※ 新型コロナウイルス感染症の発生以前の販売実績を記載

○利用者数（令和5年5月1日現在）

| | |
|--------------|---------|
| 学生数 | 約1,100人 |
| 教職員数（非常勤含む。） | 約430人 |